

令和2年1月15日

保護者様

静岡県立科学技術高等学校
校長 遠藤 克則

学校保健安全法に基づく臨時休業の実施について

このことについて、本校においてインフルエンザの集団感染が確認されたので、学校保健安全法第20条に基づく設置者（県）の指示を受け、集団感染の拡大を防止する観点から、下記のとおり学級閉鎖を実施します。

臨時休業期間中は、外出を控え、家庭で過ごすこととし、感染拡大の防止に努めるようお願いいたします。臨時休業中の生活・学習の詳細については、本校のホームページに掲載しますので、御覧いただき御子様への適切な指導をお願いいたします。本校のホームページには、必要な連絡事項を掲載してまいりますので、毎日朝夕2回確認し、最新情報を把握するようお願いいたします。ホームページを閲覧できない御家庭には、ファクシミリによりホームページに掲載した内容の要点をお知らせしますが、場合によっては、ホームページを閲覧できる御家庭へお問い合わせいただくことで、より迅速に情報を入手していただけるかと存じます。

記

1 臨時休業期間 令和2年1月15日（水）から1月19日（日）まで

2 対 象 1学年 建築デザイン科 生徒（41人）

3 ホームページの閲覧の可否について

御家庭でホームページの閲覧や印刷ができない場合は、担任に御連絡いただければ、直接電話連絡又はファクシミリ送信を行わせていただきます。

4 そ の 他

状況によっては、臨時休業期間を変更する場合があります。変更する場合は一斉メール又は本校のホームページ等により家庭に連絡します。

担当 教頭 松永友和
電話 054-267-1100
FAX 054-267-1123

臨時休業期間における生活上の注意事項

静岡県立科学技術高等学校

1 生活

- (1) 校則に従うとともに、登校時と同様の規則正しい生活を送る。
- (2) 家庭において過ごすこととし、やむを得ず外出する場合は、保護者同伴又は保護者の許可を得て外出する。
- (3) 手洗いやうがいを励行し、睡眠時間と栄養を十分に取り、実施可能な適度な運動を行って、健康維持に努める。
- (4) 感染症（新型インフルエンザ）に関する情報については、行政機関など信頼できる情報源から把握するとともに、憶測による情報や個人を攻撃する情報を流さない。
- (5) 毎日の生活について、別紙「臨時休業期間の生活・学習記録」に記入する。
- (6) 生活・学習に関する指示内容をはじめとする必要な連絡事項は、本校のホームページに掲載するので、毎日朝夕2回確認し最新情報を把握する。

2 学習

- (1) 家庭での自習を基本とし、原則として、本校の日課表に従って学習する。
- (2) 学習内容等については、本校のホームページ（及び電子メール）で連絡するので、定期的に関覧する。ホームページを閲覧できない生徒には、ファクシミリ等の代替方法により要点を連絡する。
- (3) 休業中に学習した成果（学習内容を記録したノート等）及び「臨時休業期間の生活・学習記録」は、臨時休業終了後に提出する。
- (4) 家庭に学習に必要な教材がない場合は、速やかにその旨を本校に連絡する。

3 その他

- (1) 体調が思わしくない場合は、医療機関等で診察・治療を受ける。
- (2) 本人・家族への感染が確認された場合は、ただちに本校に連絡する。
- (3) 受験等やむを得ない事情により現住所を離れる場合は、あらかじめ本校に連絡する。
- (4) 就職試験・入学試験を受験する場合の行動は、先方の指示に従う。
- (5) 学習状況の把握等の目的で、担任等が家庭を訪問する場合がある。